

公金等の管理の徹底について

令和2年8月に、指定消耗品として管理する「区内共通商品券」3万円分が亡失するという事故がありました。会計管理室では、この事故報告を受け、対象施設の物品管理状況の現地調査を行うとともに、「公金等の管理状況に関する調査」を全庁的に実施し、公金等の管理状況の実態把握を行いました。

その結果を踏まえ、公金等の管理徹底を図るために、出先施設の金庫の管理状況についても、会計管理室が把握し指導できるよう「品川区公金等の管理に関する取扱基準」及び「取扱基準実施細目」を改正し、各課への対応を徹底したところです。

今後、この基準等に基づき、全庁的に公金等の適正な管理を図ってまいります。

<公金等の管理徹底に向けた対策>

(1) 「品川区公金等の管理に関する取扱基準」等改正に基づく管理の徹底

- ① 公金等（現金、預金通帳および金券類）の中に含まれる金券類を具体的に明記した
- ② 庁舎以外の出先施設についても、100万円以上の公金等を金庫に保管する必要がある場合は、会計管理者の承認を必要とした
- ③ 管理する金庫ごとに、管理責任者（課長）が取扱責任者を指定し、会計管理室へ報告することとした
- ④ 「収納金その他保管金現在高確認報告書」について、出先施設も含めて年度末の報告を求めるとともに、金券等の取扱の多い出先施設等について、月ごとの報告を求めるとした

(2) 職員研修の強化